

横須賀市 危機事案対処計画

平成22年4月

横 須 賀 市

目 次

第1編 総 論	1
第1章 目的	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の基本方針	1
第2章 対象とする事態	3
1 危機事案の定義	3
2 想定される危機事案と主管部局	3
第2編 事案対処の体制	5
第1章 事案レベル	5
1 レベル0（情報収集・監視体制）	5
2 レベル1（主管部局対応体制）	5
3 レベル2（危機事案警戒本部体制）	5
4 レベル3（危機事案対策本部体制）	5
第2章 対応フロー	6
第3編 応急対策	8
第1章 情報収集・状況監視等（レベル0）	8
1 情報収集・状況監視	8
2 分析・報告	8
3 情報の共有	8
第2章 初動対応	9
1 通報から情報収集	9
2 報告	12
3 初動措置	12
4 対応部局の決定	12
5 関係機関との連携	13
6 事案の記録	13
第3章 参集	14
1 動員体制の決定	14
2 参集連絡	14
第4章 全庁体制への移行	15
1 情報分析	15
2 体制の決定	15
第5章 対策本部等の設置	17
1 危機事案警戒本部	17
2 危機事案対策本部	17
3 各部局の業務分担	18

4	他本部への移行	20
5	災害対策本部からの移行	20
第6章	救急・救助及び被害の拡大防止、原因への対処	21
1	被災傷病者の救急・救助	21
2	被害の拡大防止	21
3	原因への対処	22
第7章	関係機関との調整	24
1	自衛隊の派遣要請	24
2	警察との連携	24
3	その他の機関	25
4	現地調整所	25
第8章	広報	26
1	市民への情報伝達	26
2	報道機関への情報提供及び協力依頼	27
第9章	避難・救援	28
1	避難	28
2	救援	30
3	災害時要援護者への支援	30
第10章	医療・救護、安置	31
1	医療・救護	31
2	安置	31
第11章	安否情報	33
1	収集	33
2	提供	33
第4編	事後対策	34
第1章	市民生活の安定	34
1	安全の確認	34
2	復旧方針	34
3	被災者支援	35
第2章	対策本部等の廃止	36
1	対策本部等の廃止	36
2	対策本部等廃止後の業務分担	36
第3章	再発防止と検証	37
1	原因分析	37
2	対応評価	37
3	計画等の改訂	37
第5編	平常時における準備	38
第1章	危機管理推進体制	38

1	危機管理責任者	38
2	危機管理主任者	38
3	危機管理副主任者	38
4	平素における情報収集	38
第2章 動員及び連絡体制の整備		39
1	動員体制	39
2	緊急連絡	39
第3章 応急体制を確立するための準備		40
1	個別計画の作成	40
2	個別計画の対象となっていない事案への対応計画の整備	42
3	訓練等の実施	42

第1編 総論

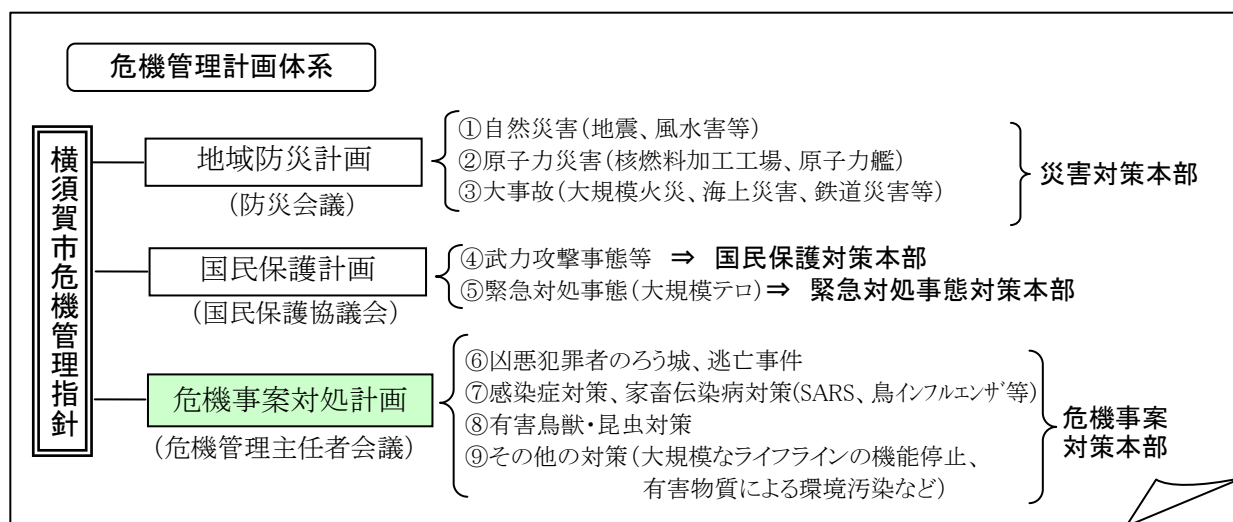
第1章 目的

1 計画の目的

近年、危機管理や市民安全に対する地方自治体の役割は広がりを見せており、自然災害や武力攻撃災害以外の危機事案、特に想定外の事案にも対応できる体制構築が求められています。横須賀市は、これらの事案の発生時においても、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活の安定を確保するため、横須賀市危機事案対処計画（以下「本計画」という。）を作成しました。

2 計画の位置づけ

本計画は横須賀市危機管理指針（平成18年3月）に基づき作成するものです。（下図参照）危機管理指針では、法によって作成が義務付けられている自然災害等へ対処するための「地域防災計画」及び武力攻撃災害へ対処するための「国民保護計画」を指針に基づく計画として位置づけています。本計画は作成根拠となる法律はありませんが、規定する内容は前出の2計画と同様に、市民の生命・身体・財産を守るための極めて重要な事項であることから、これらの計画と同列の位置づけとなります。



3 計画の基本方針

本計画を適切に実行するため、特に配慮する事項を以下のとおり計画の基本方針として定めることとします。

(1) 初動対応の徹底

市民の生命及び身体の安全確保並びに被害の拡大防止を最優先に実施するため、初動時における対処措置の迅速化を図れるよう、事案ごとのの主管部局を明確にします。

(2) 全庁体制への迅速な移行

事案の規模や推移に応じた対応を確実に実施するため、危機事案対策本部、危機事案警戒本部へ適切に移行するとともに、移行後も引き続き各部局の専門的知見を活用します。

また、事案の原因が判明することにより災害対策本部や国民保護対策本部など他の対策本部へ移行する場合も、本計画に従って迅速に移行します。

(3) 事案ごとの個別計画の整備

個々の危機事案に対して確実な対応が図れるよう、近年発生した事案や事案発生の蓋然性が高い事案から優先して、事案ごとの個別計画を段階的に整備します。

また、上記以外で各部局が単独で対処することが可能な事案についても、統一的な計画作成を推進します。

(4) 危機管理指針の実行

危機管理指針に定められている危機管理推進体制を積極的に活用して、危機管理に関する各部局の具体的な業務を明示することにより、危機管理指針の理念である危機管理能力の向上を図ります。

【推進体制とは】

横須賀市危機管理指針で定める、平時における危機管理推進するための庁内体制

- 市長・・・・・・・・・・・・・・・・・・危機管理総括責任者
- 市民安全部長・・・・・・・・・・・・・・・・危機管理調整責任者
- 各部局長・・・・・・・・・・・・・・・・危機管理責任者
- 各部局危機管理責任者が指名する者・・・危機管理主任者
- 各部局危機管理主任者が指名する者・・・危機管理副主任者

第2章 対象とする事態

1 危機事案の定義

危機とは、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす、又は及ぼすおそれがある事案、及び市民生活の安定を維持するため広く市民に伝えるべき事案で緊急に対処する必要があるものと危機管理指針で定義しています。

本計画においては、危機管理指針での定義を踏まえた上で、これらの危機のうち「テロ、感染症、環境汚染など、自然災害等及び武力攻撃事態等以外の危機」を危機事案と定義します。具体的には、テロ、感染症、環境汚染などのほか、市有施設での事件、大規模なライフラインの停止など、特に緊急に対処する必要があり、かつ、発生を未然に防ぐことが困難な事案を対象としています。

【市役所における情報セキュリティ、コンプライアンス、財政などによる危機を含まない理由】

これらの事案は、平常時に市としての業務を的確かつ適切に遂行していれば発生を未然に防ぐことができる事案であることから、これらを危機の対象とはしていません。

2 想定される危機事案と主管部局

想定される危機事案に対し中心となって対応する部局を主管部局、関連のある部局を関係部局と称し、危機事案ごとの主管部局を次表のとおり定めます。

主管部局は、当該危機事案に対する責任部署であり、関係部局は当該危機事案に対し対応の協力などを実施する部局です。

[想定される主な危機事案及び危機に対応する部局]

個別	想定される危機事案	主管部局
★	凶悪犯罪者のろう城、逃亡事件	市民安全部
★	不発弾処理	市民安全部
★	大規模停電	市民安全部
	不審集団等の活動の活発化	市民安全部
	本市関係者が巻き込まれた海外における重大な事件・事故	市民安全部
★	製造品の不具合における広範囲な事故	市民部
★	新型インフルエンザ対策行動計画	健康福祉部
★	大規模な食中毒、食品事故	健康福祉部
★	有害昆虫対策	健康福祉部
★	有害物質による環境汚染	環境部
	廃棄物処理施設の機能停止	環境部
★	有害鳥獣対策	経済部
★	鳥インフルエンザ対策	経済部

	大規模製造所（工場）の事故	経済部
	建築物に関する重大事案	都市部
	道路・橋梁・河川等の大事故	土木みどり部
★	上下水道施設の機能停止	上下水道局
	異常濁水	上下水道局

※ 個別欄の★印は、個別計画作成事案を示します。

第2編 事案対処の体制

第1章 事案レベル

各種の危機事案に対し迅速確実に対処するためには、それに対応できる体制の確立が必要です。本計画では、事案のレベルに応じた体制について次のとおり定めることとします。

1 レベル0（情報収集・監視体制）

危機事案が国内外で発生し、今後本市へも影響が発生するおそれがある場合など、事案の今後の推移や対応するための体制に関する情報収集及び状況監視を主管部局で実施する体制。

2 レベル1（主管部局対応体制）

危機事案が本市内又は近隣市町で発生し、その事案による市民への影響及びその範囲が限定的であり、かつ拡大の可能性が低い事案への対応で、主管部局内の担当課等による通常的な対応又は主管部局内の応援によって対処することが可能な体制。

3 レベル2（危機事案警戒本部体制）

危機事案による市民への影響及びその範囲がある程度大きく、主管部局のみでは対応が難しい場合、又は当該事案に関係する部局が複数あり、相互に調整した上、合同で対処した方が適切であると判断される場合で、危機事案警戒本部によって対処する体制。

4 レベル3（危機事案対策本部体制）

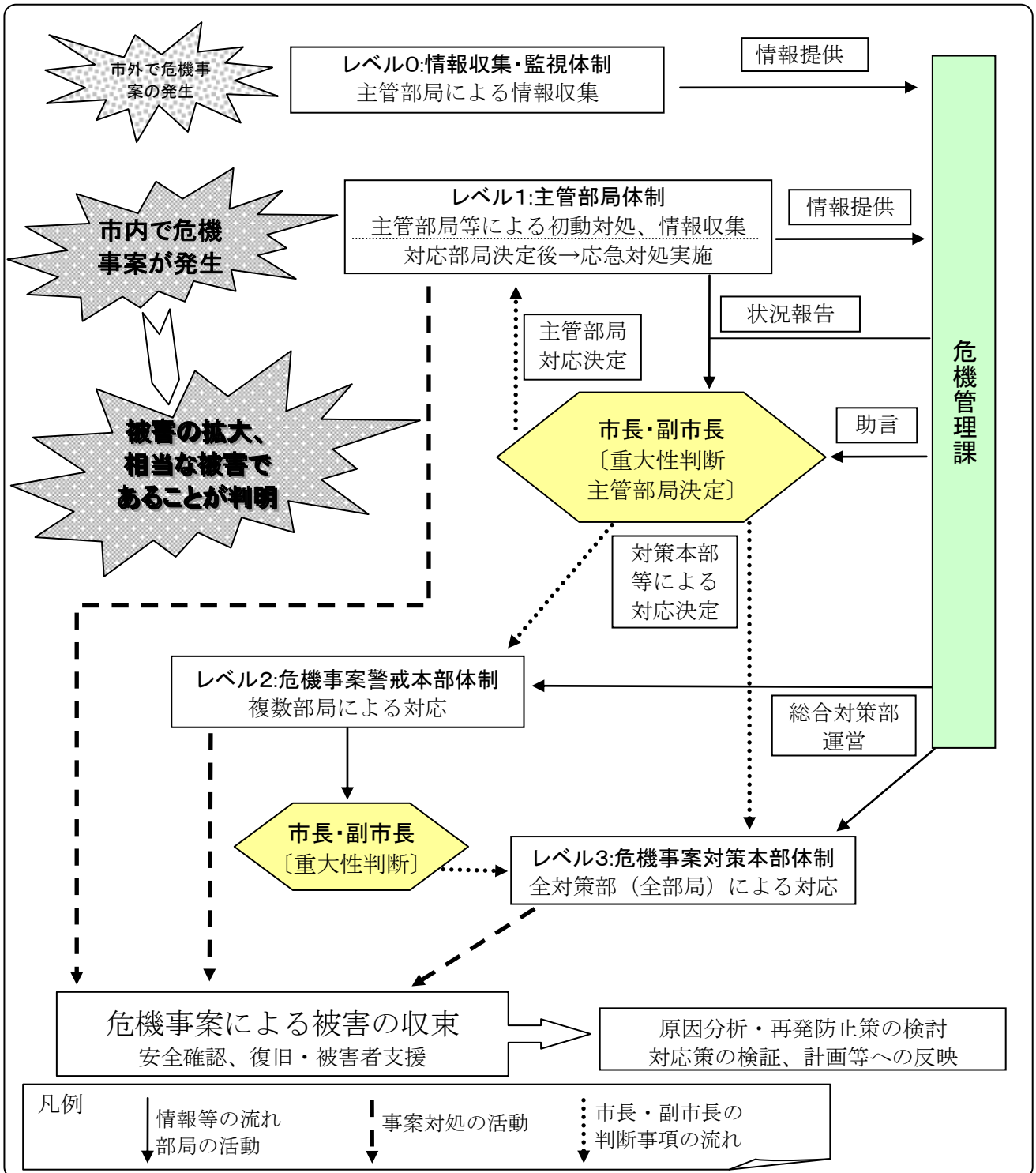
危機事案による市民への影響及びその範囲が大きく、又は対策に要する時間、労力が大きい場合、正常な市民生活を取り戻すために市全体の能力を活用するべきと判断される場合で、危機事案対策本部によって対処する体制。

【危機事案対策本部・危機事案警戒本部】

危機事案対策本部設置規程（平成17年9月12日訓令甲第14号）によって危機事案発生時等に設置されるもので、対策本部は市長を対策本部長とし全部局長が対策本部員となります。また、警戒本部は、当該事務担任副市長を警戒本部長とし関係部局長を警戒本部員として構成されます。

- ※ レベル0（情報収集・監視体制）であっても、事案の規模や今後の影響などの可能性を勘案し、市長若しくは副市長がその設置を必要と認めた場合は、危機事案警戒本部、又は危機事案対策本部を設置することができます。その際、事案レベルは変更せず、これらの対策本部等において情報を共有することになります。

第2章 対応フロー



【危機管理課の役割】

危機管理課は、主管部局が中心となって実施する対応措置が円滑に行われるよう、関係部局間との総合的な調整を実施します。レベル0、1では情報共有を図り、事案の拡大に備えます。レベル2、3では危機事案対策本部等の総合対策部として本部会議等の運営を行うとともに本部長等へ助言、庁内調整を実施します。

[事案対処のための体制の具体例]

事案レベル	危機の状況 (具体例)	対処体制	主管部局 関係部局	危機管理課
0	関東地方で感染症が蔓延しているが、神奈川県では罹患者の発生はない。	情報収集・監視体制	〔主管部局〕 現地情報・対応情報を収集 関係機関に情報提供 対応策の事前検討 応援依頼への備え	主管部局から事案に関する情報提供を受ける。
1	横須賀市の一部でも感染者を確認。大規模な拡大の恐れはない模様。	主管部局対応体制	〔主管部局〕 情報収集 初動対応（調査、救急・救助、避難、被害拡大の防止等） 市長等への報告 関係機関への情報提供、広報対応	主管部局から事案に関する情報提供を受ける。 状況により危機管理課も情報収集を実施。
2	横須賀市の数箇所で又は多くの感染者が発生。市民の多くが不安を訴える。	危機事案警戒本部体制	〔主管部局〕 レベル1と同じ 〔関係部局〕 主管部局の措置への人的支援 当該部局の関係機関への連絡 当該部局の事案関連対応の実施	警戒本部を開催し、総合対策部を運営。 各部局の対応を調整し、状況に応じて主管部局を支援体制を構築。
3	横須賀市の広範囲で感染者が大量に発生。市民にパニックが広がる。	危機事案対策本部体制	〔主管部局〕 レベル1と同じ（広報対応を除く） 〔全部局〕 対策本部における各部局の業務分担及び応援業務を実施 当該部局の関係機関への連絡 主管部局の措置への人的支援	危機事案対策本部を開催し、総合対策部を運営。 部局間の総合調整を実施。

第3編 応急対策

第1章 情報収集・状況監視等（レベル0）

国内外で危機事案が発生し、直ちに本市に影響を及ぼす恐れがない場合であっても、万一、市内で同様の危機事案が発生した場合における対応体制の確認を行う必要があります。

また、事案の推移によっては、各部局と情報を共有し、事案に対する備えを行う必要があることから、下記に掲げる情報収集・状況監視を実施します。

1 情報収集・状況監視

危機事案の内容や発生原因、被害状況について、テレビ、インターネット、新聞等から情報を収集します。

また、必要に応じて、当該事案に対処を実施している国、都道府県、市町村、さらに関係機関等から対応に関する情報を収集します。

2 分析・報告

収集した情報を基に、当該危機事案が本市で発生する可能性についてできるかぎり分析を実施するとともに、本市における対応体制の確認を行います。

その収集した情報及び分析結果は、危機管理課に提供することとし、さらに、状況に応じて、市長等へ報告を実施します。

3 情報の共有

当該危機事案が本市で発生した場合における対応について、他部局と連携が必要であると想定される場合は、適宜、関係部局に対し情報を提供します。

※ レベル0は、国内外で発生した危機事案に対し、通常業務に加え担当課において情報収集を行う体制です。

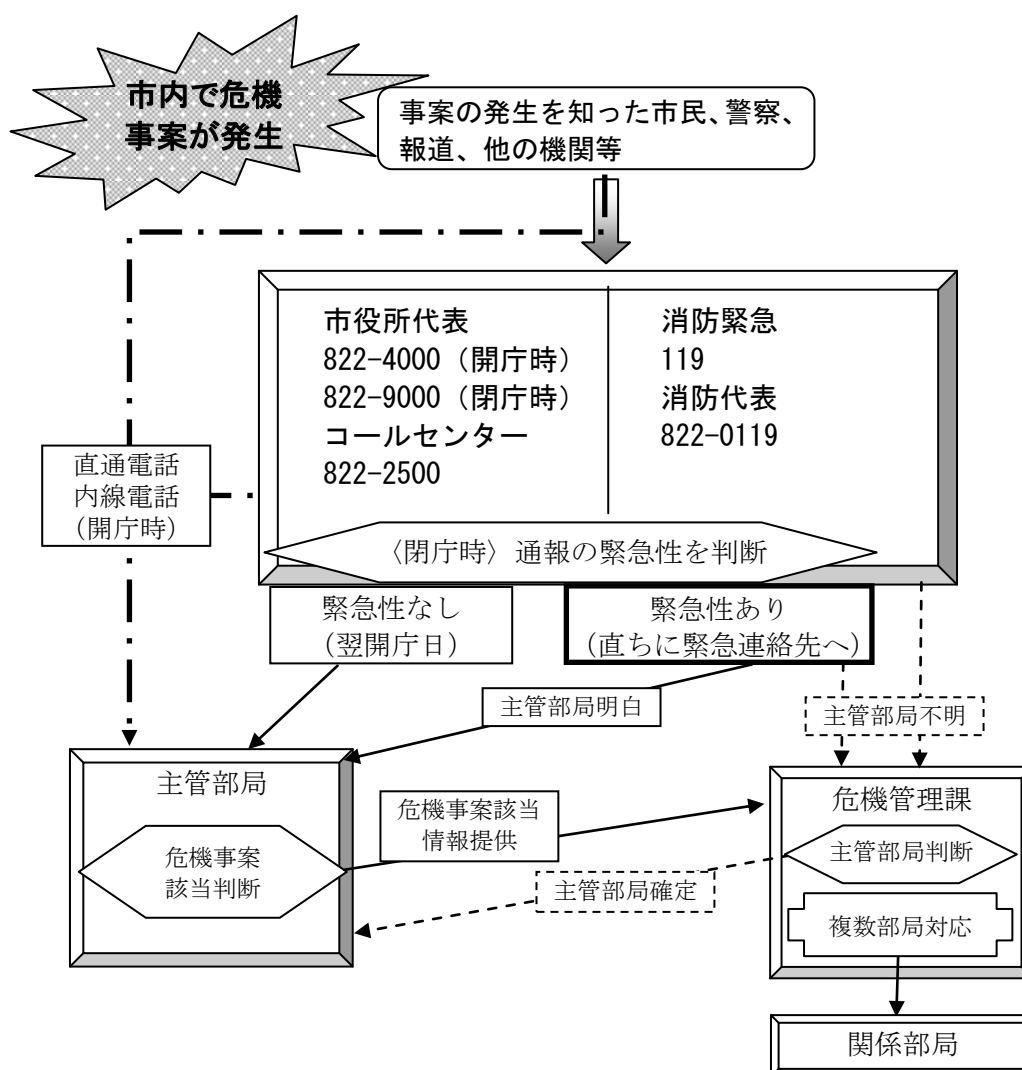
第2章 初動対応

1 通報から情報収集

危機事案発生の情報を知り得た者は、次に示す事項に留意して情報を確認し、速やかに上司等に報告します。

なお、特殊な事案であったり、今後被害等が拡大するおそれがあると判断した場合には、直ちに上司等に報告するとともに、現状の情報収集・被害等の把握に努めます。

〔市民からの危機事案の通報フロー〕



(1) 事案の通報受信

事案発生は、次のような流れで通報されるので、受信者及び当該事案主管部局、危機管理課は、適切な通報の把握に努めます。

ア 一般的に通報は、市の代表（夜間当直）又はコールセンター若しくは消防へ入電します。

- イ 主管部局が明らかな通報については、危機事案の緊急性の有無に関わらず主管部局へ転送します。
- ウ 通報を受けた主管部局は、危機事案に該当するか判断し、該当する場合は、危機管理課に情報提供を行います。
- エ 主管部局が不明で、かつ緊急性を要する事案は、危機管理課に報告します。
- オ 主管部局が不明な危機事案として通報を受けた危機管理課は、主管部局を確定し、主管部局に対し初動対応の実施を依頼します。

(2) 情報収集事項

情報は、次のような内容について把握するよう努めます。

情報収集は、できる限り次頁の危機事案発生状況報告書を用いますが、事案覚知当初は、その時点でわかる範囲のみを記載し、迅速に報告します。

- ア 「発生日時」・「発生場所」
- イ 「誰が・何が」（危機事案の関係者・被害者、対象）
- ウ 「何故」（危機事案の具体的な原因）
- エ 「どうなった」（危機事案の内容や被害への具体的な内容・規模）
- オ 「それに対し、誰がどうした」（それぞれの機関が実施した対応内容）
- カ その他留意事項等

報告書には、受信又は記載した日時、発信者・受信者名・連絡先を必ず記入します。

(3) 上司等への報告時の留意事項

- ア 危機事案発生の情報報告は、当初は正確性より迅速性を優先し、訂正や詳細情報は続報で行います。
- イ 情報内容の確認にこだわり、発信を遅らすことのないよう留意します。
- ウ 悪い事態に関する情報ほど早い報告に努めます。
- エ 課長の不在などにより上司へ報告できない場合は、緊急的に、部長等へ報告するものとし、報告の途絶、遅延が起きないように留意します。
- オ 収集した情報は、対策に当たる要員全員に周知します。

〔危機事案発生状況報告書（例）〕

〇〇〇事案に関する状況報告（第 報）	
報告日時	平成 年 月 日（ ） 時 分現在
報告者	所属 部 課 担当
	職：部長・課長・主査・主任・担当 氏名：
	TEL — — FAX — —

事 案 の 報 告	発生日時	平成 年 月 日（ ） 時 分ごろ					
	覚知日時	平成 年 月 日（ ） 時 分ごろ 通報者：市民、警察、消防、報道、市					
	発生場所	横須賀市 町 丁目 番 号 施設名・目標物等：					
	事案の概要						
	被害状況	死者	(有・無・不明)	名	負傷者内訳	重症	名
		負傷者	(有・無・不明)	名		中等症	名
行方不明		(有・無)	名	軽症		名	
物的被害							
市の緊急対応	〇〇部						
市以外の関係機関の対応	〇〇警察						
本報告の受信：受信時間 月 日 時 分 氏名：							
本報告に対する対応：							

- ※ 事案覚知後直ちに、分かる範囲で記載し報告する。（未確認事項は空欄で可）
- ※ 緊急時に他機関へ報告する書式は、上記項目を網羅するようその様式に追記し代用可。

2 報告

危機管理責任者（各部局長）は、危機事案発生の情報入手したり、事案への対応を開始した場合は、その都度、下記により市長・副市長へ報告します。

(1) 市長・副市長への報告

本市内で危機事案が発生した場合は、秘書課を通じて市長・副市長へ報告します。

特に、危機事案対策本部等の設置が想定される事案や死者や多数の負傷者が発生するような事案については、速やかに第1報を報告します。

また、それ以外の事案についても、事案の内容、被害状況等が判明した段階で、遅滞なく報告するものとし、対応策の実施や状況の変化に応じて適宜、第〇報として報告を行います。

(2) 危機管理課への情報提供

市長・副市長へ報告した内容は、危機管理課へも情報提供するものとします。

また、市長・副市長へ報告しない案件であっても、他都市での危機事案発生による情報収集・監視体制の実施や極小規模な危機事案についても、今後の状況の変化に準備するため、危機管理課へ情報提供することとします。

[秘書課、危機管理課への連絡先]

	対象	開庁時	閉庁時	
秘書課	市長・副市長	046-822-8118 Fax 824-2610	秘書課主査 ***-****-****	秘書課長 ***-****-****
危機管理課	市民安全部長	046-822-8410 Fax 827-3151	危機管理課長 ***-****-****	市民安全部長 ***-****-****

3 初動措置

主管部局の危機管理責任者は、被害の最小化を図るため、迅速に次の初動措置を実施します。

ア 被災者の救護・救出を第1優先として、消防局・警察と連携しこれらの措置を実施する。

イ 被害の拡大を防止するため、周辺住民等に対し、危険な地域へ立ち入らないよう立入りの制限への協力を要請する。

ウ 原因究明のための情報を収集する。

4 対応部局の決定

関係する部局が複数あるため、どの部局が主管部局となるのか迷う場合や、関係する部局がないため主管部局が不明な事案については、市民安全部長が、市長、副市長と協議して対応部局を決定します。

5 関係機関との連携

主管部局は、必要に応じて神奈川県を担当部局や国立感染症研究所、(財)日本中毒センター、(独)放射線医学総合研究所など専門的な知見を有する機関へ連絡し、連携を取りながら対処を実施します。

また、危機管理課は、県危機管理対策課、警察、自衛隊へ情報を提供し、適切に協力が得られる準備を行います。

〔関係機関連絡先と主な業務〕

機関名	部課	電話	FAX	業務
神奈川県	危機管理対策課	045-210-3422	045-210-8829	国への報告、救援の援助等
	健康危機管理課	045-210-4634	045-633-3770	国への報告、医療支援等
国立感染症研究所		03-5285-1111	03-5285-1150	感染症に関する情報提供等
(財)日本中毒センター		***-***-****	←消防等のみ 連絡可能	化学物質などによる中毒情報提供等
(独)放射線医学総合研究所 緊急被ばく医療研究センター		043-206-3189 上記不通時↓ 043-251-1111	043-284-1736	緊急被ばくにおける支援等

6 事案の記録

危機管理主任者等は、危機事案発生時は、情報や対処が錯綜することから、対処措置等を実際に行ったことがわかるよう危機事案対応記録表を用いて、時系列的に対応状況の記録を指名した職員に行わせるものとします。

また、事案発生現場や事案対処を行っている映像記録は、原因究明や対応策の検証に非常に有益なことから、要員の配置が可能な場合は写真、ビデオ等で記録する。

〔〇〇〇〇事案に関する対応記録表〕

日時分	発信者 発信先	市担当者	内容(連絡事項・対応措置)
/ :			
/ :			
/ :			

連絡を受けた場合はその連絡の発信者を、連絡をした場合はその連絡先を記入

連絡を受けた場合はその受信者名を、連絡をした場合はその発信者名を記入

連絡をした、受けた場合はその内容を、対応措置を行った場合はその内容を記入

第3章 参集

1 動員体制の決定

危機事案が発生した場合、主管部局等は必要に応じて、当該部局の職員を動員します。また、危機事案警戒本部や危機事案対策本部を設置した時は、対策本部長等が地域防災計画の配備基準に準じて職員を動員します。

(1) 主管部局の動員

主管部局等の危機管理責任者は、初動対応に必要な要員数を迅速に動員します。なお、必要な要員数が判断できない場合は、事案の拡大にも対応できるようより多くの職員を動員するよう努めます。

(2) 対策本部等設置した時の動員

危機事案警戒本部を設置した時は警戒本部長が、また、危機事案対策本部を設置した時は、対策本部長が事案対処の状況に応じて必要な要員数を動員します。

なお、動員の指示については、地域防災計画の配備基準を準用します。

ア 警戒配備：軽微な危機事案に対する応急対策活動に必要な人員

イ 1号配備：危機事案に対する応急対策活動に必要な人員

ウ 2号配備：総合的な応急対策活動に必要な人員

エ 3号配備：全職員

※ 危機事案警戒本部の場合は、関係する部局のみがア～エに準じて動員する。

2 参集連絡

主管部局等は職員の動員を決定した場合は、平素から準備している緊急連絡網を用いて参集を指示します。

危機事案対策本部長等が職員の動員を決定した場合は、災害対策本部設置時の連絡用に準備している連絡網及び緊急情報メールを用いて参集を指示します。

第4章 全庁体制への移行

1 情報分析

主管部局等は、被災者救助や事案の拡大防止を確実に実施できる体制を確保するために必要な情報を分析します。

また、主管部局等の情報分析と平行して、危機管理課は危機事案対策本部等の設置の必要性について、情報を分析します。

[各事案レベル判断参考表]

	レベル1	レベル2	レベル3
1 主管、又は関係部局 ※	単独部局対応	複数部局対応	全部局対応
2 除染等の特殊な対応の必要性	不要	不要	必要
3 被災者の数	極少数	数名以上 又は不明	多数
4 事案発生範囲	限定的	<	広範囲
5 被害拡大の恐れ	少ない	<	大きい
6 避難の必要性、期間	現場周辺の警戒	一時的な立入制限	避難所開設又は、地区外への避難が必要
7 市民生活への影響度	小	中	大
8 専門機関との連携	情報提供・助言を受ける程度	県内外の機関との連携が必要	特殊装備を有する機関の応援必要
9 対策に要する時間（期間）	極短期間 （数日間程度）	<	長期間
10 対策に必要な職員	主管部局	主管部局＋応援	全庁体制
11 事案発生件数	単発・極少数	単発・複数	複数・多数

※ 救急・救助などの消防局の活動、情報収集などの市民安全部の活動は、通常業務の体制であれば複数部局対応に当たりません。

レベル0は、本市内で被害が発生していない状況ですので、上記表の対象外です。

2 体制の決定

主管部局及び危機管理課は、事案レベルを変更するべきと判断した場合は、市民安全部長と主管・関係部局長とで協議し、市長若しくは副市長の了承を得て体制を変更します。

(1) 市長不在時及び緊急の場合

体制決定を行う会議が開催できない場合や開催するいとまがない場合は、市民安全部長が市長又は副市長に連絡し、体制を決定します。

また、市長、両副市長に連絡が取れない場合は、主管部局長及び市民安全部長は体制を仮決定し、総務部長に報告します。

(2) 市民安全部長不在時

市民安全部長が不在・連絡不能の場合は、危機管理課長がその職務を代行します。

第5章 対策本部等の設置

危機事案警戒本部又は危機事案対策本部は、各部局が実施している対処措置を総合的に調整し、被災者の救助及び被害の拡大防止を適切に行うために、複数の部局若しくは市全部局で事案に対処する必要がある場合に設置します。

1 危機事案警戒本部

(1) 開催場所及びメンバー

開催場所は、副市長室又は主管部局の部局長室、若しくは会議室等を活用します。

メンバーは、警戒本部長を当該主管部局を担当している副市長とし、副警戒本部長をもう一方の副市長とします。その他のメンバーは、市民安全部長のほか主管部局長及び関係部局長とし、そのメンバーは、市民安全部長の助言により警戒本部長に当たる副市長が決定します。

(2) 連絡手段

会議は警戒本部長が召集するものとし、事務手続きは危機管理課が発議します。(緊急の場合は、事後さかのぼって決裁します。)

危機事案警戒本部の名称は、危機事案警戒本部(〇〇〇事案対策)とします。

開庁時及び参集後の連絡は、内線電話及び庁内放送を使用します。

閉庁時の連絡は、電話及び緊急情報メールを活用します。

2 危機事案対策本部

(1) 開催場所及びメンバー

開催場所は、消防局舎4階災害対策本部室を基本とします。

メンバーは、対策本部長を市長、副本部長を副市長とし、その他は、市民安全部長のほか全部局長(教育委員会事務局の部長、上下水道局の部長、他の担当部長を含む)とします。なお、部局長が出席できない場合は、必ず代理者を出席させます。

(2) 連絡手段

会議は本部長が召集するものとし、事務手続きは危機管理課が発議します。(緊急の場合は、事後さかのぼって決裁します。)

危機事案対策本部の名称は、危機事案対策本部(〇〇〇事案対策)とします。

開庁時及び参集後の連絡は、内線電話及び庁内放送。

閉庁時の連絡は、電話及び緊急情報メール。

3 各部局の業務分担

危機事案対策本部等を設置した時は、各部局が危機事案に対し協同して対処する必要があり、また、それぞれの部局はその能力を遺憾なく発揮する必要があります。

危機事案の発生時は、その事案等に関わらず、各部局は基本的に下記の対処業務を実施します。

また、必要に応じて対策本部長等は適切な対処を実施するため、各部局長に対し、下記の業務分担を超えた範囲の業務実施を指示する場合があります。

なお、市有施設の爆破等における当該施設の被害状況の収集及び対策については、管理施設を所管している部局共通項目のため、災害時要援護者関係施設を除いて分担表から除外しています。

〔危機事案対策本部等設置時の各部局の業務〕

部 局	危機事案発生時の対処業務
総合対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 危機事案対策本部等の本部長の補佐に関すること。 2 危機事案対策本部等における事案対処の総合調整に関すること。 3 危機事案対策本部等会議の運営に関すること。 4 事案対処に係る方針案の作成に関すること。 5 情報の収集及び提供に関すること 6 関係機関（国、県、市町村、自衛隊、在日米軍、その他の関係機関）との連絡調整に関すること。 7 市民への情報伝達、避難誘導等の調整に関すること。 8 避難施設の開設調整に関すること。 9 安否情報の収集・提供に関すること。 10 被災情報の収集・報告に関すること。 11 情報提供（報道機関への情報提供、臨時広報等）に関すること。 12 事案対策に必要な資機材の調達・管理に関すること 13 応急活動に必要な車両並びに車両用燃料の確保及び管理に関すること。 14 避難所の開設状況、避難者数などの収集伝達に関すること。 15 危機事案対策本部等従事職員の食料等の調達に関すること。 16 危機事案対策本部等従事職員の健康管理等に関すること。
政策推進部	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務分掌規則に定める政策推進部の業務に関連する対応に関すること。
総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務分掌規則に定める総務部の業務に関連する対応に関すること。
財政部	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務分掌規則に定める財政部の業務に関連する対応に関すること。
市民部	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務分掌規則に定める市民部の業務に関連する対応に関すること。 2 地区対策部に関わる総合対策部との連携・調整に関すること。
健康福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務分掌規則に定める健康福祉部の業務に関連する対応に関すること。
こども育成部	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務分掌規則に定めるこども育成部の業務に関連する対応に関すること。
環境部	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務分掌規則に定める環境部の業務に関連する対応に関すること。
経済部	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務分掌規則に定める経済部の業務に関連する対応に関すること。
都市部	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務分掌規則に定める都市部の業務に関連する対応に関すること。
土木みどり部	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務分掌規則に定める土木みどり部の業務に関連する対応に関すること。
港湾部	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務分掌規則に定める港湾部の業務に関連する対応に関すること。
上下水道局	<ol style="list-style-type: none"> 1 上下水道局の事務分掌に関連する対応に関すること。
消防局	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防局の事務分掌に関連する対応に関すること。

教育委員会	1 教育委員会事務局等の事務分掌に関連する対応に関すること。 2 総合対策部の行う避難誘導への協力・支援に関すること。
選挙管理委員会	1 選挙管理委員会事務局の事務分掌に関連する対応に関すること。
監査委員会事務局	1 監査委員事務局の事務分掌に関連する対応に関すること。
議会事務局	1 議会事務局の事務分掌に関連する対応に関すること。
地区対策部	1 地区の活動拠点における対応業務の総合調整に関すること。 2 事務分掌規則に定める市民部に関連する対応業務に関すること。

4 他本部への移行

危機事案対策本部等を設置している場合であっても、当該事案が自然災害等に該当することが判明したり、武力攻撃事態、緊急対処事態に認定された場合は、それぞれの対策本部に移行します。

(1) 災害対策本部

本事案が災害対策基本法に該当する災害であると事務局が判断し、本部長等が決定した場合は、災害対策本部に移行します。

その際、設置は事案発生時にさかのぼるものとし、危機事案対策本部等（〇〇事案対策）は、災害対策本部に読み替えます。

なお、災害対策本部の業務は、地域防災計画に基づいて実施します。

既に実施されている警戒区域の設定や避難の要請等については、災害対策基本法に基づく措置であることとするため、必要な調整を行います。

(2) 国民保護対策本部・緊急対処事態対策本部

本事案が政府によって、武力攻撃事態又は緊急対処事態と認定され、本市に当該対策本部設置の指定が行われた場合は、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置します。

事態認定は事案発生時にさかのぼることとなりますが、対策本部については読み替えではなく、既に設置した危機事案対策本部等（〇〇事案対策）を廃止します。

なお、これらの対策本部の業務は、国民保護計画に基づいて実施します。

既に実施されている警戒区域の設定や避難の要請等については、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずる必要があります。

5 災害対策本部からの移行

初動対応において、火災、爆発事故、毒劇物による事故など、地域防災計画に基づいた応急活動で対処していた災害事案が、危機事案として本計画により運用することが適正であることが明らかになった場合は、本計画による組織体制に速やかに移行し、対処措置を実施します。

第6章 救急・救助及び被害の拡大防止、原因への対処

危機事案対処において最優先されることは、被災傷病者の救助及び被害の拡大防止であることから、本章ではこれらの措置の具体的な実施について定めます。

1 被災傷病者の救急・救助

(1) 救急・救助活動

先着の救急隊長等から報告を受けた消防局は、危機事案発生現場の状況から被災傷病者が多数であると判断した場合は、速やかに対策本部等又は危機管理課へ連絡します。

多数傷病者発生現場における救急・救助活動は、トリアージを最優先に実施し、被災傷病者の総数を把握するとともに、緊急度及び重症度の高い傷病者の応急措置を優先することを基本とします。

また、危機事案発生原因が不明な状況での救急・救助活動に際しては、二次被害の防止に特に留意します。

【トリアージ】

災害時医療等において、傷病者の重症度・緊急度などにより、医療機関への搬送や救命措置の順序を分類すること。

(2) 現場における連携

通報を行った職員や現地に急行した職員は現場保全を行い、また、市民が周辺に近づかないように努めます。

到着した消防・救急隊員に対し、発生状況等の情報提供を行い、隊員の要請に応じて、現場整理などを支援します。

【現場保全】

2次被害を防止及び遺留品等の散逸を防ぐため、市民をむやみに近づけないようにすること。現場状況の保全は、その後の原因究明や被害者の治療をする上で、非常に重要である。

2 被害の拡大防止

危機事案が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し退避を指示します。なお、所定の法令に基づき実施することができない場合は、緊急時における被害防止の観点から、警戒区域を定めその周辺の市民へ退避をお願いします。

さらに、事案発生地の近接地域の市施設を臨時に閉館したり、行事・会議の中止することによって、二次被害及び被害の拡大防止に努めます。

(1) **警戒区域**

市長等は、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設置し、事案対処に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りの制限を実施します。

警戒区域の設定に際しては、現地の職員からの情報、関係機関からの情報提供、現地における関係機関との調整を踏まえて範囲等を決定します。

なお、災害対策基本法等に基づかず法的根拠のない警戒区域を設定した場合は、あくまでも立入りしないようお願いする形態であることに留意します。

(2) **退避**

市長等は、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要と認める地域の市民に対し当該地域からの退避を指示します。

退避は、緊急避難的な措置として一時的にその地域から離れることをいいます。

なお、退避の指示を行う地域と前述の警戒区域が同一となる場合もあります。

(3) **市施設の臨時閉館**

市の施設が、事案発生地域に含まれ、通常の業務遂行が困難な場合や、事案に対処するため、施設管理の職員を配置できない場合は、当該施設の管理者の判断により施設を臨時閉館します。

なお、臨時閉館の措置を取った場合は、対策本部等事務局、コールセンター、その他近隣の同様の施設に連絡します。

対策本部等は、必要に応じて市民への周知を実施します。

(4) **行事・会議の中止**

危機事案が発生した場合、行事の主管課は、勤務時間の内外に係らず事案対処が優先する場合や、二次被害を防止するため、当該部局長の判断により行事、会議等を原則中止します。

なお、行事等の中止の措置を取った場合は、対策本部等事務局、コールセンター、また可能な限り参加予定者に連絡し、開催会場付近に中止の案内を掲出します。

対策本部等は、必要に応じて市民への周知を実施します。

3 原因への対処

(1) **危険物、汚染物質の排除**

主管部局は、この危機事案発生の原因となっている物質等の排除を関係機関と連携して実施します。

原因物質の排除は、迅速に実施する必要がありますが、2次被害等が発生しないよう慎重に実施します。

(2) **危険な状態からの回避**

この危機事案発生原因等が民間所有となっている場合は、当該当事者に原因となっている物質等の排除を依頼し、早急に対処するよう指導します。

原因物質等の排除が適切に行われず、また、市民の生命、身体及び財産を保護するため、緊急に対処する必要があると認められる時は、対策本部等は、危険排除として当該物質等の排除を実施します。

その後、その費用等を当該当事者へ請求することとなります。

第7章 関係機関との調整

主管部局等は、危機事案に対し迅速・確実に対処するため、対策本部等を通じて警察や自衛隊など関係機関と相互に連携し必要な措置を実施します。

1 自衛隊の派遣要請

(1) 自衛隊の応援を受ける業務

- ア 被災者の救出・遭難者の捜索
- イ 情報の共有、専門知識の提供
- ウ 除染等が必要な特殊災害への対処
- エ 不発弾・爆発物処理等の特殊作業
- オ 避難者等の輸送支援及び救援（炊飯・給水）支援
- カ ライフライン（道路・水道）の復旧支援

(2) 手続及び留意点

自衛隊の災害派遣要請は、原則として県知事を経由して行います。

なお、派遣された自衛隊には、危機事案全体の被害状況等を勘案し、極力一箇所に集中的に人員を要する業務を依頼することが最適です。

機関名	部課	電話	FAX	業務
神奈川県	危機管理対策課	045-210-3465	045-210-8829	自衛隊派遣要請
陸上自衛隊	31 普通科連隊 第3科	046-856-1291 (内 630)	046-856-1291 (内 690)	災害救援、情報 収集等

2 警察との連携

(1) 警察が実施する業務

- ア 被災者の救出
- イ 情報の共有、専門知識の提供
- ウ 除染等が必要な特殊災害への対処
- エ 警戒区域の設定及び交通規制
- オ 緊急交通路の確保
- カ 地域の治安の確保
- キ 死体の検案等

(2) 手続及び留意点

警察への協力要請は、原則として危機事案が発生した地域を管轄する警察署に要請します。要請に当たっては、危機事案の発生状況に応じて、具体的に協力を要請

する事項を示して要請します。

必要に応じて、本市の連絡員を警察へ派遣するとともに、警察からの連絡員の派遣を要請します。

機関名	部課	電話	FAX	業務
横須賀警察署	警備課	046-822-0110	同左	警備・救助応援等
田浦警察署	警備課	046-861-0110	同左	警備・救助応援等
浦賀警察署	警備課	046-844-0110	同左	警備・救助応援等
県警本部	危機管理対策課	045-211-1212	同左	災害対策の統括

3 その他の機関

(1) 海上保安部

海上における事案対処や航空機等による救難救助を、必要に応じて協力を要請します。

機関名	部課	電話	FAX	業務
横須賀海上保安部	警備救難課	046-862-0118	046-861-8369	海上災害対応等

(2) 神奈川県

下記の項目について、連携して実施します。

- ア 情報の共有
- イ 専門的な知識を有する職員の派遣
- ウ 特殊な装備、技能を有した機関の応援要請
- エ 国などへの報告・調整
- オ 医療救護対策
- カ 避難者の輸送支援
- キ 避難者・被災者支援

機関名	部課	電話	FAX	業務
神奈川県	危機管理対策課	045-210-3465	045-210-8829	国への報告、救援の援助等
	健康危機管理課	045-210-4634	045-633-3770	国への報告、医療支援等

4 現地調整所

これらの関係機関が現場における対処を実施する場合は、関係機関の活動を円滑に調整し、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現地調整所を設置します。

設置に当たっては、本市が中心となって、関係各機関へ参画を要請します。

第8章 広報

1 市民への情報伝達

危機事案の発生時において、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体及び財産を保護するため、必要に応じて次の事項をあらゆる手段を活用し、迅速かつ的確に情報提供します。

(1) 伝達事項

危機事案の発生状況

市民が取るべき適切な対応

今後の見通し

応急対策の実施状況

その他の関連情報

伝達必須項目

(2) 防災行政無線による伝達

ア 活用の基準

市民の生命及び身体を守るため、特に緊急を要し、かつ、市全域に伝達する必要がある場合で、他に代替の方法がない場合

イ 留意点

市民への情報伝達方法としては非常に有効なものであり、付随して防災情報メールにおいても同様の情報を提供できるが、防災における警戒を知らせるシステムであることに留意する。

長文の文章伝達には不向きであることに留意する。

(3) 市施設・公共的施設、町内会等への連絡

ア 活用の基準

二次被害を防止する目的及び近隣市民からの問合せに対応する必要がある場合

イ 留意点

町内会等への連絡は、伝達対象が非常に多く、業務負担が大きくなるため、多数の人員が必要になることに留意する。

(4) 広報車

ア 活用の基準

市民の生命及び身体を守るため、緊急に市民に伝達する必要がある場合で、他に代替の方法がない場合

市民へ危機事案への対応状況（応急給水情報等）や事案の収束（安全宣言）等を迅速に伝達することで市民生活の早期の安定を図る場合

イ 留意点

広報車を運用する部局間で運用エリアを調整した上で実施することに留意する。
長文の文章の伝達には不向きであり、伝達する範囲も限られることに留意する。

(5) ホームページ、コールセンター、広報紙

ア 活用の基準

市民の生命、身体及び財産を守るため、広くに市民に注意等を伝達する必要がある場合

市民へ危機事案への対応状況（応急給水情報等）や事案の収束（安全宣言）等を継続的に伝達することで市民生活の混乱防止を図る場合

イ 留意点

情報量を多くすることも可能であり、より市民に必要な情報を適切に提供できるが、広報紙を除いては市民自らアクセスする必要がある、情報伝達に偏りが生じることに留意する。

2 報道機関への情報提供及び協力依頼

危機事案の発生時は、事案対処や情報収集、関係機関への連絡などに追われて、報道機関への情報提供が後回しになりがちですが、報道機関の協力なくして情報をいち早く市民に知らせることはできません。

危機事案発生時は、迅速な情報提供を心がけるとともに、事案対処が長期にわたる場合は、定期的に報道発表を実施します。

(1) 情報提供

ア 対策本部等設置時

対策本部等を設置している場合、被害状況や応急対策等についての発表は、原則的に市長が行い、主管部局長及び市民安全部長が同席します。

イ 主管部局対応時

主管部局が事案対処を行っている場合、被害状況や応急対策等についての発表は、主管部局が行い、発表後、速やかに危機管理課に報告します。

(2) 協力依頼

報道機関による報道が特に効果的と考えられる場合は、報道機関に対し緊急に市民への情報提供することが、市民生活に安定に寄与することを十分説明し、積極的な協力を依頼します。

第9章 避難・救援

1 避難

(1) 避難の措置

危機事案が発生し二次被害などを避けるため、又はその周辺地域に居住している市民が引き続き自宅等に滞在することが危険な場合には、避難を実施します。

市長等は、災害対策基本法に基づく避難勧告・指示のほか、特に必要がある場合には、市の判断として避難の要請を実施します。

避難の要請は、強制的なものではありませんが、当該地に滞在することが非常に危険である旨を説明し、避難することへの協力を要請するものです。

なお、避難に関する措置を決定する場合には、警察等の関係機関と連絡・連携に努めます。

避難措置を行う判断基準

1. 危機事案により住民、滞在者等に生命の危険が及ぶと認められる場合
2. 危機事案による二次被害を防止するため、避難が必要と認められる場合
3. その他、危機事案の状況により市長等が必要と認める場合

避難の措置を実施する場合は、住民等に対しできる限り次の事項を明示し、安全かつ迅速に避難させます。

避難指示に必要な事項

1. 避難を要する理由
2. 避難の対象地域
3. 避難先とその場所
4. 避難経路
5. 注意事項

(2) 避難所開設の基準

避難所は、該当世帯が数軒であれば、最寄りの親類・知人宅への移動を促し、開設しません。しかし、これら身を寄せる家等がなく避難所開設の要望があった場合や多くの世帯が避難をする必要がある場合は、基本的に地域防災計画で指定されている応急避難所から候補を選択します。

避難所の設置に当たっては、当該施設が現在使用できるか、また開錠できる者がいるかどうかなどを確認の上、開設までのおおよその時間を把握した上で、開設を決定します。

また、避難所の開設・運営を担当する対策部から必要となる職員を派遣します。

なお、避難所の運営に当たっては、地域防災計画の応急避難所の開設・管理運営の項を準用します。

避難所開設場所を決定するための調査事項
1. 当該施設が現在使用可能な状況であるか（ライフラインの状況を含む）
2. 当該施設の管理者等、開錠又は開放できる者がいるか
3. 当該施設を避難所として開設するまでの時間はどれくらいか
4. 当該施設へ職員を派遣することができるか
5. 二次被害の防止のため、事案発生場所から一定の距離が取れているか

※ 指定管理者制度を導入している施設を避難所として開設する場合は、指定管理者と協議が必要となります。

(3) 避難情報の伝達・避難誘導

ア 避難の措置を実施する際は、当該区域の住民に対して、広報車、ハンドマイク等により、その内容を伝達します。また、被災施設の管理者、責任者、自主防災組織等の協力を得て、住民等への周知徹底を図ります。

イ 広域にわたる避難の措置に関する伝達を行う場合は、防災行政無線の活用、報道機関へ放送を要請します。

ウ 避難の措置を実施した場合は、関係機関へその内容を連絡します。

報告・連絡先	報告事項
県、警察等災害対応を実施する関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難の措置の発令者 ・ 発令日時 ・ 発令の理由 ・ 避難対象地域 ・ 避難対象世帯数及び人員数（不明の場合は概数） ・ 避難先

エ 避難誘導に当たっては、安全な経路を検討し、関係機関等の協力を得て、誘導員を配置するなど迅速かつ安全な避難を実施します。

オ 避難施設においては、避難人員、傷病者の有無、その他氏名等の必要事項を確認し、避難者名簿を作成します。また、名簿の情報は対策本部に報告します。

(4) 避難の措置の解除

市長等は、避難の必要がなくなった場合は、本市が行った避難の勧告・指示を解除します。また、市はその旨を関係機関へ連絡します。

2 救援

(1) 食料・生活必需品の提供

避難所に収容された方やライフライン機能停止により炊飯できない方等のために、食料の応急配給を実施します。

また、一時的に必要な生活必需品等を給与又は貸与します。

これらの食料・生活必需品については、防災上備蓄している物資及び防災における協定事業者から入手します。

なお、配給等に当たっては地域防災計画の規定に準じて実施します。

(2) 応急給水

水道施設が被害を受け通常の給水ができない場合や避難所等に対して応急給水を実施します。

なお、応急給水については、地域防災計画の規定に準じて実施します。

3 災害時要援護者への支援

避難誘導、避難所での生活環境の確保など、災害時要援護者に対し、福祉事業者、ボランティア団体等の協力のもと、下記の事項に十分に配慮します。この場合において、横須賀市要援護者支援プランの活用を図ります。

災害時要援護者への主な配慮事項
1. 災害時要援護者の所在情報の把握及び迅速な避難誘導
2. 寝たきり等により施設での生活が必要な者の老人福祉施設への移送
3. 介護を必要とする者が避難できる避難所としての福祉避難所の指定
4. 必要に応じた社会福祉施設等の活用
5. 避難所での生活環境の確保、車椅子等の手配等
6. 避難所での健康状態の把握等

第10章 医療・救護、安置

1 医療・救護

(1) 医療救護本部の設置

多数の死傷者が発生するような危機事案発生時には、救護班の編成及び派遣、患者の移送、患者の受入調整等、医療救護活動の連携調整の中心となる医療救護本部を設置します。

(2) 医療救護本部の業務

医療本部は下記の業務を行います。なお、具体的な業務内容については、地域防災計画の規定に準じて実施します。

医療救護本部の業務内容
1. 災害医療情報の収集
2. 医療救護所の設置
3. 医薬品・医療資機材の手配
4. 災害時医療情報の広報
5. 被災地外後方医療機関の把握
6. 被災地外後方医療機関への搬送
7. 医療救護班の派遣要請手続き
8. 被災地外からの支援医療スタッフなどの配置調整
9. 医薬品などの救援物資の供給拠点の設置及び運営等

2 安置

(1) 遺体の発見

危機事案の発生現場から遺体を発見した者は、直ちに所轄の警察署又は直近の警察官にその旨を通報するとともに、現場の保全に努めます。

また、発見した者は、発見した場所などの状況を記録し、地元町内会等の協力を得て、遺体の身元確認に努めます。

(2) 遺体安置所の設置

警察等からの要請により多数の遺体を安置する必要がある場合は、地域防災計画の規定に準じて市長等が指定した市立体育会館に遺体安置所を設置します。

遺体安置所の役割
1. 遺体の収容・納棺・安置
2. 検視・検案の受入れ

3. 身元確認照合の支援
4. 死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証の交付などの手続き
5. 遺体の洗浄・縫合・消毒等
6. 遺体の引き渡し及び引き渡しまでの一時的な保管
7. 保管状況の記録

第 11 章 安否情報

危機事案が発生した場合は、自然災害時と同様に市民の安否情報に関するニーズは当然高まることが予想されます。そのため、安否に関する情報を積極的に収集し、市民からの要求があった場合に速やかに回答できるよう必要な措置を実施します。

1 収集

(1) 安否情報の収集

避難所において安否情報の収集を行うほか、医療機関や警察等から安否情報を収集します。

(2) 安否情報の入力

収集した安否情報は、災害情報通信ネットワークシステムに入力を行います。

2 提供

収集・整理した安否情報は、ホームページにおいて照会対応するほか、必要に応じて電話や窓口で照会に対応します。

第4編 事後対策

第1章 市民生活の安定

1 安全の確認

(1) レベル0

主管部局長等は、本市に直接影響が無い危機事案に関する情報収集・状況監視を実施し、本市で発生した場合の対応体制の確認が終了した場合、また、当該事案の収束が確認された場合は、本体制を終了します。

体制の終了に当たっては、必要に応じて危機管理課に情報提供を行います。

(2) レベル1

主管部局長等は、危機事案に係る情報収集・応急対策が概ね完了し、危機事案が収束に向かっていると判断できた段階で、危機事案発生現場周辺地域等の安全の確認を行います。

安全が確認された場合は、市長等に報告し、事案対処を終了します。

(3) レベル2、3

対策本部長等は、危機事案に係る応急対策が概ね完了し、危機事案が収束に向かっていると判断できた段階で、関係機関等と連携し、早急に危機事案発生現場周辺地域等の安全の確認を行います。

安全が確認された場合は、立入り制限等の措置を解除し、その旨を広報車その他の各種の情報伝達手段を活用して広報します。また、報道機関に情報提供し、公表します。

2 復旧方針

危機事案収束後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るため、被害の実態、市民のニーズを踏まえて、復旧方針を早期に決定します。

復旧方針に基づき、優先順位を考慮して関係機関等と相互に協力し、市民生活に直結するライフラインの早期復旧を始め、医療施設、社会福祉施設など、各種公共施設の復旧を迅速に行うよう努めます。

なお、市役所内の通常業務については、市民生活の復旧に欠かせない業務から再開するものとし、その必要に応じて職員を配置します。

3 被災者支援

(1) 健康相談

危機事案の発生に伴い、市民に身体的被害や心的外傷的ストレス障害、避難等の生活環境の変化による健康不安等が生ずる可能性があります。

このため、関係機関と連携して、必要に応じて心身の健康に関する相談窓口を設置、健康調査や巡回相談等を実施し、被害者の健康の回復・確保に努めます。

(2) 支援策の実施

被害の状況に応じて、被害者に対する支援策を早期に決定するとともに、広報活動を通じて被害者に周知の徹底を図ります。

第2章 対策本部等の廃止

1 対策本部等の廃止

市長等は、安全確認を行い、危機事案による被害が発生するおそれが解消したと認められる場合で緊急に実施すべき対策が終了した場合は、対策本部等を廃止します。

2 対策本部等廃止後の業務分担

危機事案の内容や被害の状況によっては、対策本部等の廃止後も事後処理や県など関係機関への報告、さらに被害者支援、今後の対応策の検討などの業務が発生します。

対策本部等を廃止する時、市長等は、今後の対応の主管部局を定めるとともに、関係部局の業務を明確にします。

第3章 再発防止と検証

1 原因分析

主管部局は、危機事案発生の原因を分析します。

原因分析に当たっては、必要に応じて関係機関や専門家等から意見等を聴き、危機事案発生メカニズムの解明に努めます。

また、原因の調査結果を踏まえ、今後改善すべき課題を洗い出し、再発防止対策を検討します。

2 対応評価

主管部局は、危機事案対処の記録などを基に危機事案への対処の検証と評価を行い、応急対策等の反省点や課題を出した上で、改善策を検討します。

危機事案対処の検証ポイント

1. 危機事案発生のおそれの把握・評価は適切であったか。
2. 緊急連絡体制は的確に機能したか。
3. 動員職員は迅速に参集したか。
4. 初動対応を迅速・的確に実施できたか。
5. 市長等への第1報（第2報以降を含む）は適切に報告できたか。
6. 迅速・的確に情報を収集・分析したか。
7. 迅速・的確に応急対策を実施したか。
8. 関係機関との連携は十分であったか。
9. 迅速・的確に広報を実施したか。
10. 被害者への支援及び復旧対策は適切であったか。

3 計画等の改訂

各部局危機管理責任者及び危機管理調整責任者は、危機事案の収束後速やかに本計画及び各マニュアルの見直しを実施します。

第5編 平常時における準備

第1章 危機管理推進体制

危機事案の発生を未然に防ぎ、また万一が危機事案が発生した場合の被害を最小化するために、平素からの体制構築や事例研究などに基づく対処措置を想定することは非常に重要です。

そのため、横須賀市危機管理指針に基づく推進体制を積極的に活用し、危機管理能力の向上を図ります。

1 危機管理責任者

危機管理責任者は、各部局の危機管理の総括を行います。

危機管理責任者は、危機管理主任者等を通じて、当該部局に関連する危機の発生状況などの情報を収集し、本市における危険度などを想定し、対応策等を検討します。

また、各部局の施設等において危機事案が発生しないよう点検・確認等の徹底を指示します。

さらに、当該部局職員の危機意識の啓発のため、危機事案発生時を想定した訓練及び研修を実施します。

2 危機管理主任者

危機管理主任者は、危機管理責任者の指示に基づき、平素から危機に関する情報を収集し、部局内に発信するとともに必要に応じて危機管理調整責任者へ提供します。

また、危機管理主任者会議や部局内の訓練・研修において、危機管理における部局内及び部局間の横断的な調整役を担います。

3 危機管理副主任者

危機管理副主任者は、危機管理主任者が実施する危機管理における部局内外の横断的な調整を補佐します。

また、平素から当該部局に関連する危機の情報収集を実施するとともに部局内の訓練・研修等を企画検討し実施するものとします。

4 平素における情報収集

危機管理責任者、主任者及び副主任者は、他都市で発生した危機事案に関する情報が本市における類似の危機事案の発生を防ぐことになる点に鑑み、当該部局内での情報収集及び情報共有を実施するものとします。

第2章 動員及び連絡体制の整備

1 動員体制

危機事案対処においては、様々な事案が想定され、それに対処するための措置及び対応人数が異なることから、自然災害等における参集体制のような統一的な基準を設けることはできません。

よって、各部局の危機管理責任者は、地域防災計画において位置づけられている動員体制を参考に、想定される危機事案の内容や事案レベルに応じた各部局の動員体制を検討・整備します。

また、情報収集・初動対応をより迅速なものとするため、各部局の危機管理責任者は、初期参集者を指名します。

「初期参集者」の指名に当たっては、危機事案発生後概ね1時間以内に徒歩、自転車、車・バイク等で参集できる職員を可能な限り指名することとします。

初期参集者の役割

1. 事務機器及び通信機器の稼働の確保
2. 関係機関への通報
3. 情報収集
4. 危機管理責任者・主任者、所属長等からの指示による初動対処
5. 危機管理調整責任者（危機管理課）等への情報提供

2 緊急連絡

危機事案発生時において、迅速な職員の参集を行うため、各部局は緊急連絡網を整備します。

特に、休日・夜間等の閉庁時に的確に連絡ができる体制構築を図ります。

第3章 応急体制を確立するための準備

1 個別計画の作成

本計画の基本方針にあるように、全庁的な対応が想定される事案について、近年発生した事案や発生の蓋然性が高い事案から段階的に事案ごとの個別計画を作成します。

個別計画は全庁的な統一性をもたせるため、下記の「個別計画の基本構成」を参考に、各事案の主管部局等が事務局と調整しながら作成します。

なお、作成する危機事案については、危機管理主任者会議において決定することとします。

〔個別計画の基本構成〕

項目名	内容例
第1 総則	
1 目的	個別計画作成の趣旨
2 対象とする事案	個別計画の対象としている事案の内容
(1) 事案例	具体的な想定事案の内容
(2) 事案の特徴	事案特有の想定される状況
(3) 想定される事態	本事案における影響エリア等
(4) 事案レベル	本事案の事案レベルごとの想定
3 対応業務	主管部局及び関係部局の実施すべき業務
4 その他	特に留意すべき事項
第2 応急対策	
1 レベル0	事案レベル0における対応内容
(1) 情報収集・状況監視	情報の入手方法
(2) 分析・報告	分析すべき内容と報告対象判断
2 初動対応・レベル1	主管部局での対応内容
(1) 情報収集・報告	収集すべき情報の内容
(2) 初動措置の実施	初動措置の内容と実施部局
(3) 体制	レベル1における初動体制
(4) 職員動員体制	レベル1における動員計画
(5) 被害の拡大防止	具体的な被害拡大防止策と実施部局
(6) 原因への対処	危機事案原因排除の方法
(7) 関係機関との連携	県・警察等、関係機関の連絡先
(8) 広報	実施すべき広報手段と実施部局
(9) 避難・救援	避難所等の開設や誘導方法と実施部局
(10) 医療・救護、安置	医療等の実施体制と実施部局

(11) 安否情報	安否情報収集と提供方法と実施部局
(12) その他	事案記録表の作成等
3 レベル2・3	対策本部等における対応内容
〔省略〕	2 初動対応・レベル1と同項目
第3 事後対策	
1 安全の確保	安全宣言のための情報収集及び事案の終結
(1) レベル0	情報収集・監視体制の終結判断
(2) レベル1	主管部局対応体制の終結判断
(3) レベル2、3	危機事案対策本部等における対処体制の終結判断
2 復旧方針	通常体制への復旧順序等
3 被災者支援	被災者へのカウンセリング等の支援
4 対策本部等の廃止	対策本部等の廃止手順
5 再発防止と検証	事案の再発防止と対応の的確性の検証
第4 平常時における準備	
1 危機管理体制の整備	平素における危機管理体制の整備
(1) 情報収集体制の整備	本事案における情報収集すべき項目
(2) 動員及び連絡体制の整備	本事案における参集すべき対象者と連絡手段
2 施設、資機材等の点検、整備	本事案において必要な資機材等の点検、整備
(1) 施設の点検	平素の施設点検項目
(2) 応急資機材等の整備	準備しておくべき応急資機材の確認
(3) 協定等による調達体制の整備	本事案において必要と想定される物資の調達
(4) 医薬品等の備蓄	本事案において必要となる医薬品等の調達
3 他部局及び関係機関との連携	平素からの他部局、関係機関の窓口の確認と連携体制の構築
4 訓練・研修及び市民啓発	危機管理対応能力の向上
(1) 職員研修、訓練等の実施	職員研修等の定期化
(2) 市民等への啓発、情報提供	市民等への啓発活動
参考	事案発生時に使用する参考資料
1 対応フロー	対応の流れをあらわした図
2 チェックリスト	対処すべき項目のチェック表
3 その他	その他必要なもの

2 個別計画の対象となっていない事案への対応計画の整備

本計画は、危機事案における基本的かつ全庁的な対応を網羅したものであり、各事案ごとの特徴等を勘案した計画にはなっていません。

また、個別計画では、全庁的な対応が想定される数事案について作成を予定していることから、各部局対応で対処可能な個々の事案は網羅していません。

そこで、各部局は、個別計画の対象となっていない危機事案への対応計画を整備するものとしします。

なお、整備に当たっては、個別計画の基本構成を参考とします。

3 訓練等の実施

危機事案への対応は、訓練の場において計画やマニュアルを理解することが重要です。

各部局は、事務局が実施する訓練とは別に、それぞれの危機事案を想定した訓練を実施するとともに、日頃から危機事案への対処措置や最新の情報を共有するための研修を実施し、対処能力の向上を図るものとしします。

なお、訓練・研修等は年1回以上開催するよう努めるものとしします。

横須賀市危機事案対処計画

平成 22 年（2010 年）4 月変更

横須賀市市民安全部危機管理課（国民保護・危機事案担当）

〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町 11 番地

Tel(046)822-8410 Fax(046)827-3151

E-mail:ps-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp